

瀬戸市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第25号

瀬戸市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市母子保健法施行細則（平成25年瀬戸市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
被措置児の属する世帯の階層		徴収基準	徴収基準	被措置児の属する世帯の階層		徴収基準	徴収基準
区分		月額	加算月額	区分		月額	加算月額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考	1 この表のC <sub>1</sub> 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C <sub>2</sub> 階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額（ただし、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）をいう。			備考	1 この表のC <sub>1</sub> 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C <sub>2</sub> 階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額（ただし、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）をいう。		
	2 この表のD <sub>1</sub> 階層からD <sub>14</sub> 階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する				2 この表のD <sub>1</sub> 階層からD <sub>14</sub> 階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する		

<p>る法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、<u>第41条第24項</u>、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>3から7まで &lt;省略&gt;</p>	<p>る法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>3から7まで &lt;省略&gt;</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。